

## 東京都立中等教育学校及び東京都立 中学校入学者決定に関する実施要綱

平成22年度における東京都立中等教育学校及び東京都立中学校（以下「都立中学校」という。）の入学者の決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年4月1日教育委員会規則第8号）に基づき、この要綱に定めるところにより実施する。

ただし、海外帰国・在京外国人生徒の入学者の決定については、別に定める。

### 第1 日程

事 項	特 別 卒 募 集 (実施する都立中学校のみ)	一 般 卒 募 集
出 願 受 付	平成22年1月20日(水)及び平成22年1月21日(木) 郵送(配達日指定郵便)により受付(出願受付日に必着) ただし、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒卒募集と一般卒募集の両方に出願する志願者の一般卒募集の出願受付日については、別に定める。	
検 査	平成22年2月1日(月)	平成22年2月3日(水)
発 表	平成22年2月2日(火) 午前9時 校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載	平成22年2月9日(火) 午前9時 校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載
入 学 手 続	平成22年2月2日(火) 午前9時から午後1時まで	平成22年2月9日(火) 午前9時から午後3時まで  平成22年2月10日(水) 午前9時から正午まで

### 第2 募集人員

募集人員は、「平成22年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

### 第3 応募資格

第3-1 都立中学校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)のいずれかに該当し、現に中学校又はこれに準ずる学校に在籍していない者で、かつ、②欄中のいずれかに該当する者とする。

①
(1) 平成22年3月に学校教育法に定める小学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
(2) 日本国内において、外国人学校の教育により、日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に出生した外国人児童
(3) 平成22年3月に文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(以下「日本人学校」という。)の当該課程を修了する見込みの者

(4) 外国に所在する学校(以下「現地校」という。)において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に出生した者

②

- (1) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがいない場合は父母のいずれか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。)と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者  
又は、都内の小学校に在籍している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエのいずれかに該当する者  
ただし、アからエのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は「具申書」(様式12)の提出が必要となる。
- ア 父母のいずれか一方又は父と母が行方不明で、父母のいずれか一方又はおじ等と同居している者
- イ 父母のいずれか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のいずれか一方又はおじ等と同居している者
- ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のいずれか一方又はおじ等と同居している者
- エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者
- (2) 都外に所在する都立特別支援学校小学部卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

### 第3-2 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(4)のいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続により応募資格の審査を受け、承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、都立中学校の校長(以下「都立中学校長」という。)に委任する。

- (1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 島しょの小学校卒業見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者(保護者と共に転居する者又は身元引受人の住所に転居する者)は、「島しょからの転居に関する申立書」(様式13)を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (3) 前記第3-1②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (4) 前記第3-1①欄(3)、(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者  
ただし、保護者については以下の場合も含む。
- ア 保護者が父母である場合、父母のいずれか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のいずれか一方が帰国すればよい。
- イ 志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、父又は母のいずれか一方が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

## 第4 出願

### 第4-1 出願方法

- (1) 都立中学校を志願する者は、1校に限り出願するものとする。

なお、千代田区立九段中等教育学校へ出願した者は、都立中学校への出願はできない。

- (2) 志願者は、志願する都立中学校長あてに、出願に要する書類等を出願受付日に必着するよう、郵送(配達日指定郵便)により提出する。

ただし、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する志願者の一般枠募集の出願方法は、別に定める方法による。

#### 第4-2 出願手続

##### 第4-2-1 小学校の校長(以下「小学校長」という。)の手続

- (1) 入学願書(「特別枠募集」(様式1)、「一般枠募集」(様式2))

在籍している児童について、入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること並びに志願しようとする都立中学校への応募資格があることを確認し、所定の位置に小学校長の公印(以下「公印」という。)を押す。

ただし、都外の小学校の場合には、公印は必要ない。

- (2) 報告書(様式3)(「特別枠募集」、「一般枠募集」共通様式)

小学校長が作成し、出願先の都立中学校長へ、親展扱いで1部提出する。

##### 第4-2-2 志願者の手続

志願者は、同一校に限り、特別枠募集及び一般枠募集の両方に出願できる。ただし、特別枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検できない。

志願者は、次の書類等を志願する都立中学校長あてに、郵送(配達日指定郵便)により提出する。ただし、次の(1)のオについては破損等のないように、適切な措置を講じること。

なお、同一校の特別枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合は、報告書及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は特別枠募集、一般枠募集それぞれ必要である。

- (1) 特別枠募集

ア 入学願書(「特別枠募集」(様式1))

イ 報告書(様式3)

ウ 志願理由書(参考様式1)

エ 活動実績報告書(参考様式2)

オ 卓越した能力を証明する書類等

カ 応募資格審査関係書類(本要綱第3-2に該当する者のみ)

キ 入学考査料 2,200円(所定の納付書により、納付場所(注)に納め、領収証書を提出すること。いったん納入したものは還付しない。)

(注) 納付場所 東京都指定金融機関、東京都指定代理金融機関、東京都公金収納取扱店、東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

ク その他志願先の都立中学校長が定めた書類等

- (2) 一般枠募集

ア 入学願書(「一般枠募集」(様式2))

イ 報告書(様式3)

ウ 応募資格審査関係書類(本要綱第3-2に該当する者のみ)

エ 入学考査料 2,200円(所定の納付書により、納付場所(注)に納め、領収証書を提出すること。いったん納入したものは還付しない。)

(注) 納付場所 東京都指定金融機関、東京都指定代理金融機関、東京都公金収納取扱店、東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

オ その他志願先の都立中学校長が定めた書類等

#### 第4-3 受検票の交付

志願者の入学願書等を受け付けた都立中学校長は、特別枠募集又は一般枠募集の受検票を志願者あてに、郵送により交付する。

#### 第4-4 応募状況の発表

応募人員は、出願締切日の翌日午前9時に発表する。

発表は、当該都立中学校の特別枠募集、一般枠募集別とし、各都立中学校の校内の掲示及びホームページへの掲載による。

### 第5 検査等の実施及び採点

#### 第5-1 検査内容

各校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

#### 第5-2 検査等の方法

##### (1) 特別枠募集

入学者決定に際して、特別枠募集を実施する都立中学校長は、小学校長から提出された報告書と面接、作文、実技検査のいずれかを適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書等の扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

##### (2) 一般枠募集

入学者決定に際して、各都立中学校長は、小学校長から提出された報告書と面接、作文、適性検査、実技検査のいずれかを適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書等の扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

#### 第5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないよう、各都立中学校長が適切に定める。

#### 第5-4 問題作成

##### (1) 出題の基本方針

ア 小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育校において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。

イ 出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。

ウ 出題に当たっては、各校の特色や育てたい生徒の姿に照らし、6年間の学習活動への適応力や創造力等をみることができるようにする。

(2) 検査問題は、各都立中学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員は、当該都立中学校長が命ずる。

(4) 検査問題作成委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

#### 第5-5 採点

(1) 各都立中学校に採点委員会を置き、検査の採点を行う。

(2) 採点委員会の委員は、当該都立中学校長が命ずる。

(3) 採点委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

(4) 委員長は、採点責任者を命ずる。

### 第6 入学者を決定するための手続等

都立中学校長は、各校の特色や育てたい生徒の姿に基づいて、あらかじめ定めた方法により合格候補者を決定する。

## 第6-1 入学者決定の基本方針

各都立中学校長は、特別枠募集及び一般枠募集とも、小学校長から提出された報告書及び検査等の結果(以下「総合成績」という。)を用いて、総合的に判断して入学者の決定を行う。

## 第6-2 選考

- (1) 各都立中学校に選考委員会を置き、入学者決定に関する事務を行う。
- (2) 選考委員会の委員は、当該都立中学校長が命ずる。
- (3) 選考委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

## 第6-3 合格候補者の決定

都立中学校長は、次により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

### (1) 特別枠募集

ア 特別枠募集を実施する都立中学校長は、特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、当該都立中学校長が定めた入学者の決定方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。

イ 特別枠募集における合格候補者数は、各都立中学校があらかじめ定めた特別枠募集における募集人員を超えてはならない。ただし、特別枠募集における応募基準を区分により分ける場合は、特別枠募集における募集人員を超えない範囲で、区分ごとの募集人員について幅をもたせて合格候補者を決定することができる。

ウ 特別枠募集における入学者の決定においては、当該都立中学校があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者数が募集人員に満たない場合もある。

### (2) 一般枠募集

ア 各都立中学校長は男女別の募集人員から特別枠募集における入学手続人員を男女別に減じた数を当該都立中学校の一般枠募集における男女別の募集人員とする。

イ 都立中学校長は上記アのうち、各校の特色に応じてあらかじめ定めた一定割合に相当する人員までを、男女別に決定する合格候補者数とする。

ウ 上記イで決定した男女別の合格候補者数まで、各都立中学校長が定めた入学者の決定方法により総合成績の順に決定して、これを当該都立中学校の男女別の合格候補者とする。

エ 上記アから上記イの合格候補者数を減じた数まで、男女別の合格候補者となっていない者のうちから男女合同の総合成績の順に決定し、これを当該都立中学校の男女合同の合格候補者とする。

オ 上記エで男子(女子)が充足しない場合は、一般枠募集の合格候補者となっていない女子(男子)から募集人員まで充足する。

カ 各都立中学校長は、募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者として決定する。

## 第6-4 合格者等の決定

都立中学校長は、選考委員会の資料を総合的に判断して特別枠募集の合格者、一般枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

## 第7 合格者等の発表

合格者の発表は、都立中学校の校内の掲示及びホームページへの掲載による。

特別枠募集の合格者には「特別枠募集合格通知書」(様式4)を、一般枠募集の合格者には「一般枠募集合格通知書」(様式5)を交付する。

一般枠募集の繰上げ合格候補者には「繰上げ合格候補者通知書」(様式6)を郵送により交付する。

## 第8 合格者の手続

### 第8-1 入学意思確認書の提出

合格者は、入学手続期間内に「入学意思確認書」(様式9)を提出し、入学手続を済ませる。「入学意思確認書」(様式9)を提出しない者は合格を放棄したものとみなす。都立中学校長は、入学手続者に対して、「入学許可書」(様式10)を交付する。

### 第8-2 入学辞退届の提出

入学手続者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、「入学辞退届」(様式11)を当該都立中学校長に速やかに提出しなければならない。

## 第9 繰上げ合格者の決定

入学辞退者が生じた場合、当該都立中学校長は、繰上げ順位に従って繰上げ合格候補者の入学意思を電話等により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、「繰上げ合格通知書」(様式7)を交付する。

「繰上げ合格通知書」(様式7)の交付を受けた者は、指定された期間内に「入学意思確認書」(様式9)を提出し、入学手続を済ませる。「入学意思確認書」(様式9)を提出しない者は繰上げ合格を放棄したものとみなす。都立中学校長は、入学手続者に対して、「入学許可書」(様式10)を交付する。

なお、当該都立中学校長は、2月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する意思確認を行う。

また、当該都立中学校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、「入学者決定事務終了通知書」(様式8)により入学者決定事務の終了を通知する。

## 第10 報告書

### 第10-1 記載事項

報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 学籍の記録
- (2) 各教科の学習の記録
- (3) 総合的な学習の時間の記録
- (4) 特別活動の記録
- (5) 行動の記録
- (6) 出欠の記録
- (7) 総合所見

## 第10-2 作成方法

報告書は所定の用紙(様式3)により作成する。

報告書の作成に当たっては、原則として小学校児童指導要録の記入方法に従うものとする。

報告書の各欄の記載については、次のとおりとする。

なお、第5学年については、小学校児童指導要録に基づいて記載し、第6学年については、第一学期及び第二学期の評価等を十分参考として平成21年12月31日現在における児童の評価等を記載する。記載後、記載者の私印及び当該小学校長の公印を押す。

### (1) 学籍の記録

ア 児童氏名、性別、生年月日、転入学等の年月、卒業見込年月を記入する。

イ 小学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在籍校名を記入する。

### (2) 各教科の学習の記録

ア 観点別学習状況

小学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A、B、Cの記号により記入する。この場合、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとする。

イ 評定

各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3、2、1の3段階で記入する。この場合、「十分満足できると判断されるもの」を3、「おおむね満足できると判断されるもの」を2、「努力を要すると判断されるもの」を1とする。

### (3) 総合的な学習の時間の記録

小学校学習指導要領に示されたねらいに基づき、この時間に行った学習活動、各学校で定めた評価の観点、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴や身に付いた力について文章で記述する。

### (4) 特別活動の記録

特別活動における児童の活動について、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。その場合、事実及び所見の欄も併せて記入する。

### (5) 行動の記録

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、項目ごとにその学年別の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

### (6) 出欠の記録

以下の事項を記入する。

ア 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

イ 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

※ 出席停止・忌引等の日数

以下のような日数をいう。

- (7) 学校教育法第35条及び学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
  - (イ) 学校保健安全法第20条により、臨時に学校の全部又は一部の休業を行った場合の日数
  - (ウ) 忌引日数
  - (エ) 非常変災等児童若しくは保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- (7) 総合所見  
児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下のような事項などを記入する。
- ア 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
  - イ 特別活動に関する事実及び所見
  - ウ 行動に関する所見
  - エ 児童の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動などの事項
  - オ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

## 第11 本人得点の開示

受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）から直接都立中学校あてに本人得点の開示請求があった場合、当該都立中学校長は受検者等であることを受検票などで確実に確認の上、当該受検者の「検査得点表」（様式14）を作成し交付する。

## 第12 障害のある志願者等に対する配慮

- (1) 面接、作文、適性検査、実技検査を受検するに当たって、障害があることで配慮を必要とする場合、保護者は小学校長を経由して当該都立中学校長に「特別措置申請書」（様式15）を提出する。
- (2) 特別措置の申請は、平成21年12月25日（金）までとする。  
ただし、提出期限以降に生じた病気等により配慮が必要になった場合は、保護者は速やかに小学校長を経由して都立中学校長に連絡し、協議すること。
- (3) 都立中学校長は、配慮の内容について都立学校教育部高等学校教育課と協議の上決定し、小学校長及び保護者に対して通知する。
- (4) 措置申請後、志願を取り止める場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、志願する都立中学校長に志願の取り止めの連絡をする。

## 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱

平成22年度における海外帰国・在京外国人生徒の入学者の決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年4月1日教育委員会規則第8号）に基づき、この要綱に定めるところにより実施する。

なお、本要綱でいう海外帰国・在京外国人生徒対象の入学者決定を実施する都立中学校は、立川国際中等教育学校のみである。

### 第1 日程

事 項	海外帰国・在京外国人生徒枠募集
出 願 受 付	平成22年1月17日(日) 午前9時から午後3時まで 平成22年1月18日(月) 午前9時から正午まで 立川国際中等教育学校に持参
検 査	平成22年1月26日(火)
発 表	平成22年2月1日(月) 午前9時 立川国際中等教育学校内に掲示及び同校ホームページに掲載
入 学 手 続	平成22年2月1日(月) 午前9時から午後1時まで

### 第2 募集人員

募集人員は、「平成22年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

### 第3 応募資格

第3-1 立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)のいずれかに該当し、現に中学校又はこれに準ずる学校に在籍していない者で、かつ、②欄中のいずれかに該当し、さらに③欄のいずれかに該当する者とする。

①
(ア) 平成22年3月に学校教育法に定める小学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者 (イ) 平成22年3月に文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を修了する見込みの者 (ウ) 外国に所在する学校（現地校）において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に出生した者

②

- (ア) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがいない場合は父母のいずれか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）に伴って海外に2年以上在住している者（2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）
- (イ) 保護者に伴って海外に2年以上在住した者（2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在帰国後原則として2年以内の者

③

- (ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者
- (イ) 都外に所在する都立特別支援学校小学部卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

(2) 日本国籍を有しない者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)のいずれかに該当し、現に中学校又はこれに準ずる学校に在籍していない者で、かつ、②欄中のいずれかに該当する者とする。

①

- (ア) 平成22年3月に学校教育法に定める小学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者で、入国後の在日期间が入学日現在原則として2年以内の者
- (イ) 平成22年3月までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者で、かつ、平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に出生した者
- (ウ) 平成22年3月までに、外国において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成9年4月2日から平成10年4月1日までの間に出生した者

②

- (ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者
- (イ) 都外に所在する都立特別支援学校小学部卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

### 第3-2 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(4)のいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続により応募資格の審査を受け、承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、立川国際中等教育学校長に委任する。

- (1) 保護者ととともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 島しょの小学校卒業見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者ととともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、「島しょからの転居に関する申立書」（様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。

- (3) 前記第3-1(1)③欄及び(2)②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学期までに都内に転入することが確実な者
- (4) 前記第3-1(1)①欄(イ)及び(ウ)並びに第3-1(2)①欄(ウ)に該当する者のうち、保護者とともに入学期までに都内に転入することが確実な者  
ただし、保護者については以下の場合も含む。
- ・ 保護者が父母である場合、父母のいずれか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のいずれか一方が帰国すればよい。
  - ・ 志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、父又は母のいずれか一方が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

## 第4 出願

### 第4-1 出願方法

- (1) 立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集を志願する者は、他の都立中学校（千代田区立九段中等教育学校を含む。）への出願はできない。
- (2) 志願者は、立川国際中等教育学校長あてに、出願に要する書類等を出願受付日に提出する。  
なお、郵送による出願は受け付けない。

### 第4-2 出願手続

#### 第4-2-1 小学校の校長（以下「小学校長」という。）の手続

平成22年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱（以下「都立中学校の要綱」という。）第4-2-1を準用する。

#### 第4-2-2 志願者の手続

志願者は、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願できる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検できない。

志願者は、次の書類等を立川国際中等教育学校長あてに、持参の上提出する。

なお、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合も持参の上提出する。その際、報告書及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、一般枠募集それぞれ必要である。

#### (1) 出願に要する書類

ア 入学願書（学校所定の様式）

イ 海外における最終学校の成績証明書（学校教育法における6年の課程が修了又は修了する見込みであることが分かるもの）又はこれに代わるもの（小学校に在籍している者は報告書（様式3））

ウ 応募資格審査関係書類（本要綱第3-2に該当する者のみ）

エ 登録原票記載事項証明書又は公的機関が発行した証明書（日本国籍を有しない者のみ）

オ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付場所（注）に納め、領収証書を提出すること。いったん納入したものは還付しない。）

（注）納付場所 東京都指定金融機関、東京都指定代理金融機関、東京都公金収納取扱店、東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

カ その他立川国際中等教育学校長が定めた書類等

#### 第4-3 受検票の交付

志願者の入学願書等を受け付けた立川国際中等教育学校長は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の受検票を出願受付時に直接交付する。

#### 第4-4 応募状況の発表

都立中学校の要綱4-4を準用する。

### 第5 検査等の実施及び採点

#### 第5-1 検査内容

立川国際中等教育学校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

#### 第5-2 検査等の方法

入学者決定に際して、立川国際中等教育学校長は、海外における最終学校の成績証明書等と面接、作文、実技検査のいずれかを適切に組み合わせて実施する。

なお、成績証明書等の扱いについては、立川国際中等教育学校長が適切に定める。

#### 第5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないよう、立川国際中等教育学校長が適切に定める。

#### 第5-4 問題作成

都立中学校の要綱5-4を準用する。

ただし、作文については別に定める。

#### 第5-5 採点

都立中学校の要綱5-5を準用する。

### 第6 入学者を決定するための手続等

都立中学校の要綱第6-1、第6-2、及び第6-4を準用する。

なお、立川国際中等教育学校長は、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たり、同順位が出ないようにするとともに、次により合格候補者を適切に決定する。

- (1) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員に相当する人員まで、立川国際中等教育学校長が定めた入学者の決定方法により綜合成績の順に決定し、これを海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者とする。
- (2) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者数は、立川国際中等教育学校があらかじめ定めた海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員を超えてはならない。
- (3) 立川国際中等教育学校長は、募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、綜合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者として決定する。

### 第7 合格者等の発表

都立中学校の要綱第7を準用する。なお、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者には「海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格通知書」（学校所定の様式）を交付する。

## 第8 合格者の手続

都立中学校の要綱第8を準用する。

## 第9 繰上げ合格者の決定

都立中学校の要綱第9を準用する。

ただし、繰上げ合格者の決定に要する書類は、学校所定の様式とする。

## 第10 報告書

都立中学校の要綱第10を準用する。

## 第11 本人得点の開示

都立中学校の要綱第11を準用する。

## 第12 障害のある志願者等に対する配慮

都立中学校の要綱第12(1)、(3)及び(4)を準用する。

特別措置の申請は、平成21年12月25日(金)までとする。

ただし、提出期限以降に生じた病気等により配慮が必要になった場合は、保護者は速やかに小学校長を経由して立川国際中等教育学校長に連絡し、協議すること。

## 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。